

令和2年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年6月25日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	川端 美香	市立野洲病院事務部長	吉川 武克
総務部長	市木 不二男	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	杉本 源造	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	大橋 幸司	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第70号から議第79号まで

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他9件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第112号

(工事請負契約について(野洲市固定系防災行政無線システム整備工事))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 発議第1号

(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例)

提出者説明、質疑、討論、採決

第3 意見書第4号から意見書第7号まで

(いまこそ消費税5%への引き下げを求める意見書(案) 他3件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(岩井智恵子君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。午前中に引き続き、ご苦労さまでございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席の通知のあった職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（岩井智恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則127条の規定により、第5番、坂口重良議員、第7番、津村俊二議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（岩井智恵子君） 日程第2、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第70号から議第79号まで、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第6号）、他9件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。

去る6月11日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月16日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第74号野洲市税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「議第74号野洲市税条例の一部を改正する条例中、改正後には、この夫のほうの寡婦、これがひとり親のほうに変わったが、ここの文章としては、女性を意味する寡婦はもう必要なく、ひとり親だけということ一括できるのではないか。この書き方というのが法的に規制されているのか」との質疑に対して、「寡婦については、改正後も寡婦控除というのが残っており、この文言についてはそのまま残す形で改正している」との答弁がありました。

また、委員からの「たばこ税の税金を使って、一般の方に迷惑をかけない喫煙所を造ってもらえないか」との質疑に対し、「一般財源として処理しているので、特に用途を設けて使っているという状況ではない。確かに禁煙に向けての動きもある中での税収ということであるので、今のご意見については、内部で共有させていただきたいと思うが、今後施策としてどうするかというのは、この場での返答はご容赦いただきたい」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第75号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「新型コロナウイルスがこれから先、秋から冬にかけて、第2波、第3波が

やってくるということも言われている。都市計画税条例が来年の4月から課税ということになる。コロナウイルスは完全に終息にはなっていない中で、課税を野洲市が新しく行うことについては、猶予も考えての提案がなされるべきではないか。市として、来年4月からこの都市計画税条例を一時的に延長する考えは新しく条例をつくる際の議論に付け加えられるということではなかったのか」との質疑に対し、「この条例は、都市計画区域に編入されることが決定をしたことを追加するものなので、特に、それについての議論はない」との答弁がありました。

また、委員からの「困窮者等、また生活に困っておられる方がこの都市計画税の区域におられる。そういった意味からは、今、市が取り組んでいる対策、片方では、対策を取って、いろいろ助成支援を行う。しかし、一方ではこの都市計画税条例が4月1日から実施されるということで課税をする。本来であれば、新しく地区が追加される中で議論をしてほしいと思うが、今後残された時間の中で議論されるという考えはないか」との質疑に対し、「困窮世帯であるとか、今の状況下に応じて収入が減収された方、諸々のそれぞれ影響を受けられた方については、今、税のほうでも周知をさせていただいている減免の手続きであるとか、徴収猶予の手続きを活用いただくことについて、納税相談等で対処させていただいているので、今後、影響を受けられるような状況になれば、当然そのような対応を同じようにさせていただくものと認識している。令和3年度の都市計画税の課税についての追加の議論については、今後、検討が必要であれば当然させていただくことになっていくであろうし、今の段階でする、しないということは、はっきり申し上げられない」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第76号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

以上の3議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第74号及び議第76号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第75号については、採決の結果、賛成少数により、原案は否決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、矢野隆行議員。

○8番(矢野隆行君) 第8番、矢野隆行でございます。

去る6月11日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月16日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告をいたします。

まず、議第77号野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「後期高齢者75歳以上の方で給料をもらっている方が、野洲市に該当する人は」との質疑に対し、「対象者を限定するのが難しく、人数までは把握していない」との答弁がありました。

質疑の後、議第77号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第77号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「熱が出たから休むとき、事業主が払う場合は問題ないが、市が払う場合、国が払う場合でございますけれども、まだコロナと分からないときはどうなるのか」との質疑に対し、「今回の傷病手当に関しましては、その疑いも含まれますので、発熱によって、事業主の方が疑いがあるからということで、休めとなった場合も対象となっている」との答弁がありました。

また、委員からの「事業主がその疑いを認めなかった場合は、この傷病手当は出るのか」との質疑に対し、「受けることができるはずであった傷病手当が、何らかの理由によって受けられなかった場合には、一旦国保が立替えするという形で、3分の2を支給することになります。ただし事業所によっては就業規定等で給与が出ると分かった場合には、その部分について、国保からの事業主に請求をするという形になります」との答弁がありました。

また、委員からの「発熱があっても、コロナでない場合もある。疑いがあり事業主が認めた場合、結果としてコロナでなかった場合も手当が出るのか」との質疑に対し、「結果としてコロナでなかった場合も、手当は出る」との答弁がありました。

議第78号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第78号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、文教福祉常任委員会において閉会中の継続審査または調査に付すべき事件について、委員から、野洲市における学校教育施設の今後の計画についての所管事務調査の提案があり、調査内容、調査期間等については、委員長、副委員長に一任されました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果及び閉会中の継続審査または調査に付すべき事件に関する協議結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

去る6月11日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月17日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第73号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「青年という字句が抜けたわけだが、年齢制限はあるのか。メンバーは何人ぐらいいるのか」との質疑に対し、「年齢制限はなく、27歳から43歳までが所属している。青年を抜くことで、女性や年齢にとらわれず持続的に次世代の農業を育んでいきたいということで規約改正があった。令和2年度でメンバーは20名いる」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第79号名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定の締結について審査いたしました。

委員から、「現地の途中まで道が整備されている。野洲市として進入禁止の看板はあるのか」との質疑に対し、「現在、看板は設置していないが、今後、進入禁止の看板の設置などの安全対策を講じて工事していきたい」との答弁がありました。

また、「この工事は、令和3年のリフレッシュ工事の時期を目掛けて行われるのか」との質疑に対し、「ネクスコ西日本において、令和3年の名神高速道路リフレッシュ工事期間中に、夜間通行止めの規制を行い工事施工するように考えている」との答弁がありました。

また、「今回、解体の議案が出ているが、欄干がない今の状態で転落の事故等はなかったのか」との質疑に対し、「平成20年にネクスコ西日本による点検結果により、橋の腐食によるコンクリートの落下等の危険性などの報告があり、それに基づき、平成21年に安全対策として、補修補強対策工法の検討を行い、撤去工事の設計を行い、22年にコンクリートの剥離対策、そして高欄の撤去工事を施工しており、平成22年に通行止めをしている。それ以降は、定期的に名神高速道路のほうでパトロールをされており、名神高速道路のほうから、危険であるという報告は現在のところ、受けていない状況である」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

以上の2議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第73号、議第79号について、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告であります。

また、その他の案件として、所管事務調査についての検討を行い、コロナウイルスの第2波、第3波に備え、委員会として、市内の大手企業の取られた対策の動向や内容を把握し、市内に与える影響などを調査し、今後の対策の知見とすることが提案され、異議なしということで決定しました。

また、具体的な内容については、提案者と正副委員長にて取りまとめ、23日の全員協議会終了後、再度会議を開き、案を示した上で諮り、決した後、議長への報告を行うということで決まりました。

以上、報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番(橋 俊明君) 第4番、橋俊明です。

去る6月11日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月16日及び17日、各分科会を、また23日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、議第71号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第72号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)、以上3議案を議題として、6月23日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和2年度補正予算案が、詳細な説明を受けた後、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

主な報告の内容は、総務分科会長報告では、議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第6号)のうち、第2款総務費及び関係する歳入(特定財源)、一般財源全款並びに債務負担行為について審査されました。

委員からの質疑は特になかった旨の報告を受けました。

次に、文教福祉分科会長報告では、議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第6号)のうち、第3款民生費、社会福祉費で、委員からの「地域生活支援事業費で、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、日中を過ごす地域会活動センターや日中一時支援事業所の受入体制強化について、強化される事業所が10事業所か、全体で10事業所なのか」との質疑に対し、「野洲市内の該当する事業所が全部で10か所ある」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「生活保護費の生活保護施行事務費の本年10月から日常生活支援住居施設の利用支援について、どのようなことが10月から新たに始まるのか」、また、委員から、「県内で何か所認可されているのか」との質疑に対し、「無料低額宿泊所は利用者自身で生活していく施設で、保護施設は食事等の生活支援を行う施設である。今回、一定の支援を行いながら、自立を促す施設ということで、日常生活支援住居施設が設けられたも

のである。また、日常生活支援住居施設は、県内にはないと聞いている」との答弁の報告を受けました。

次に、第10款教育費、小学校管理費及び中学校管理費で、委員からの「児童生徒1人1台のタブレット整備について、児童生徒が自宅においてリモートで双方向で使える環境を整備するのか。また、自宅における通信環境が整っていない場合の対応はどのようにするのか」との質疑に対し、「基本的には学校で使うことを想定しているのが、今後のコロナウイルス感染の第2波、第3波が生じたとき、自宅でのリモート授業も想定している。リモートについては双方向で考えている。また、通信環境については、小中学校の家庭にアンケートを実施した結果、野洲市内ではおおむね9割の家庭で、Wi-Fiの無線環境が整っている。未整備の家庭については、モバイルルーターの貸与で学習機会の均等に努めていきたい」との答弁の方向を受けました。

また、委員からの「小学校及び中学校管理費で、児童生徒1人1台のタブレット整備について、具体的な台数は」との質疑に対し、「全体の9学年で約4,500台であり、予算計上は中学校1,500台、小学校が300台である」との答弁の報告を受けました。

訂正いたします。小学校が3,000台であるとの答弁の報告を受けました。

続いて、議第71号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

委員からの「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応として、感染等した被用者に支給する傷病手当について、傷病の範囲について、国の指針があるのか」との質疑に対し、「今回の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染、もしくは感染の疑いがあることによって、仕事を休まざるを得なかった場合という規定のみで、それ以外に国からは特に指針はない」との答弁の報告を受けました。

続いて、環境経済建設分科会会長報告では、議第72号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）における歳出について審査されました。

委員からの質疑は特になかった旨の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について、委員間の討議はありませんでした。

採決について、議第70号から議第72号までの3議案については、採決の結果、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(岩井智恵子君) これより予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第70号から議第79号まで、令和2年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、他9件について、討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

議第75号、第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 第13番、工藤義明です。

私は、議第75号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対しまして、反対の立場で発言いたします。

今回の条例改正は、例年、失礼。令和3年4月から新たな新税として課税される都市計画税について、西河原字上ダイ地区を課税対象地区として組み入れるものです。そもそも、都市計画税の導入は、一昨年、市長が突然導入を表明され、昨年2月定例会に提案されました。しかし、多くの市民の皆さんが理解を得られない中、市議会に慎重な審議を求める請願が提出され、これを審議した市議会では、圧倒的多数でこの請願を採択しました。まだ記憶に新しいことは皆さんご承知のとおりです。

このような中、今回の条例改正そのものは、課税地域の拡大ではありますが、現下において、来年4月から課税をスタートさせていいものかが問われています。言うまでもなく、今、新型コロナウイルス感染は、緊急事態宣言が解除されたといえ、いまだに終息のめども立たない中であり、感染防止対策と市民の暮らしと、営業も守る施策が求められています。ですから、市行政も市議会も、市民の命と健康を守り、生活を支える対策を行うことが最大の課題です。この面では、野洲市では、今日まで、市の独自施策も含め、教育、生活困窮者、事業者対策等、多くの施策を講じてこられました。これについては評価するものであります。市議会としても、今後さらなる対策を提起し、要望書としてまとめ、先日の17日に市長に提出させていただきました。

ですから、このようなときに、予定どおり、新税の課税をスタートさせていいのかが疑問視されています。専門家からも、新型コロナウイルス感染終息には、今後1年または2年の期間を要するとも言われています。よって、今大事なことは、1つ、そもそも、都市

計画税は導入の決定はされましたが、来年の4月からの課税であります。ですから、今後、影響が継続する新型コロナウイルスの影響を考えれば、このような時期に新税をスタートさせていいのか。根本的な観点から見て、来年4月からの課税は見送るべきです。2つ、とりわけ大事な観点は、市として、新型コロナウイルス対策において、独自施策も含め、対策を行っているわけでありまして、その一方で、新たな新税の課税で市民に負担を強化することには、整合性も道理もありません。

よって、予定どおり、都市計画税実施することを前提に、課税地域拡大することには賛同できるものではなく、市長におかれては、以上のことを十分に考慮され、市民の暮らしを守る市政の推進をされることを申し上げまして、議75号への反対討論を終わります。

すいません。日にちが違っていたので、訂正させていただきます。先ほど市長に対しましての要望書につきまして、私、17日と申し上げましたが、今間違っているということ指摘を受けました。15日ということでしたので、訂正させていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 次に、議第75号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 第5番、坂口重良です。

議第75号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について、原案に対して、賛成の立場で討論いたします。

今回の議第75号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例については、本市の西河原上ダイ地区計画を追加するとともに、地方税法の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことにより、野洲市都市計画税条例の一部を改正しようとするものであります。既に本市の市街化区域並びに市街化調整区域内の地区計画区域については、令和3年4月から都市計画税の課税が決定しておりますことから、今回の上ダイ地区が課税されないことになると、他の地区計画区域と税の公平性を著しく欠くこととなります。

以上のことから、都市計画税の公平性を堅持する観点から、野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、賛成するものであります。

以上、賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第70号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第71号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第71号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第72号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第72号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議決されました議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第6号）及び議第71号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を要することとなりました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第6号）及び議第71号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、議第70号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第6号）及び議第71号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果、生じた補正前の額など、数字その他の整理を本職に一任いただくことに決しました。

次に、議第73号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議第73号は、委員長の報告のとおり、賛成する方のご起立を願います。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第74号野洲市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第74号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第75号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は否決ですので、原案について採決をいたします。議第75号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議第76号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第76号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第77号野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第77号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第78号、野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第78号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第79号名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第79号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第79号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

(追加日程第1)

○議長（岩井智恵子君） 追加日程 1、議第 1 1 2 号工事請負契約について（野洲市固定系防災行政無線システム整備工事）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案といたしまして、契約締結に関すること 1 件を提案いたしますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議第 1 1 2 号工事請負契約について、野洲市固定系防災行政無線システム整備工事について、ご説明申し上げます。

本議案は、現在の固定系防災行政無線が導入から 1 4 年が経過し、老朽化対策が急務となっていること、また、昨今の災害が頻発する状況からも、現行システムだけでは、災害時の住民への情報伝達には限界があり、新たに防災アプリケーションの構築やメール配信サービスの機能拡充等、様々な情報伝達手段を確保し、情報伝達が迅速かつ円滑に行えるよう、野洲市固定系防災行政無線システム整備工事を行うものです。

工事請負契約につきましては、去る 6 月 9 日に執行した入札の結果、契約金額を 3 億 8, 5 0 0 万円、契約の相手方を富士通ネットワークソリューションズ株式会社関西支店長、川上等と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議、ご裁決をお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております議第 1 1 2 号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第 1 1 2 号については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、議第112号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第112号工事請負契約について（野洲市固定系防災行政無線システム整備工事）について、討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第112号工事請負契約について（野洲市固定系防災行政無線システム整備工事）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第112号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。ここで執行部の方は退席となります。ありがとうございました。

（午後1時45分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第2）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第2、発議第1号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第4番、橋俊明議員、他5名から提出されました発議書は、既に配付したとおりであります。

発議第1号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提出者の提案理由の説明を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 発議第1号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正内容は、長期化が予想される新型コロナウイルス感染対策や、経済活動及び生活困窮者等への支援など、市民は、新たな生活様式の中で、日常を取り戻すために、執

行部が実施される多方面の施策の財源の一助とするため、令和2年7月分の議員報酬を20%カットしようとするものです。

また、本条例は、令和2年7月1日から施行しようとするものです。

なお、本件については、本年6月18日開催の会派代表者会議において協議、確認され、今回の提案に至ったものであります。

以上、提案理由の説明といたします。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号について討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

（追加日程第3）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第3、意見書第4号から意見書第7号まで、いまこそ

消費税5%へ引き下げを求める意見書案、他3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第4号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第4号いまこそ消費税5%への引き下げを求める意見書案について、趣旨説明を行います。

世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大によって危機に直面しています。また、日本では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業の経営も、国民の暮らしも危機的な状況となっています。緊急事態宣言は解除されたものの、回復を望めず廃業となる業者も少なくない状態です。また、内閣府が5月18日に発表した2020年1月から3月期の国内総生産の速報値は、2四半期連続マイナスでありました。4月から6月期はさらに落ち込むということが見込まれています。このような現状を打開するには、外需頼みでなく、内需を温めるために、国内総生産の6割を占める個人消費を引き上げる景気政策が求められています。最も有効な景気対策が、消費税の減税であります。最大の景気対策である消費税5%への引下げを求めるものであります。本意見書を提出したいと思っておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第5号及び意見書第6号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、人類を脅かすプラスチックごみ対策を求める意見書案について、皆さんに賛同得たく発言させていただきます。

今回でプラスチック問題に関する意見書、2回目となります。このプラスチック問題につきましても、世界中で今話題となっており、いろんな対策が取られているところです。昨晚も、夜の11時から30分間、時事公論の中で、NHKがこのプラスチック問題を取り上げて、対策を取るようなことを、昨日も報道されたところです。このプラスチック問題では、確かに、政府のほうも、諸施策を取って、企業のほうにも依頼がされております。予算も組まれていることを承知しています。しかしながらも、このコロナ、失礼しました。プラスチック問題につきましても、今、日本の政府が本当の重点政策ということを取り上げない限り、このプラスチックごみ対策はなかなか解決ができません。もちろん個人の協力、これも大変なことです。しかし、今市中にあふれているこのプラスチック、これを基本的になくさなければならないということから、代替品の開発、こういったことに今、集中

していただきたいという趣旨から、今回も意見書を提出いたしました。どうぞ皆さんのご賛同をよろしく申し上げます。

続きまして、意見書第6号といたしまして、不要不急の軍事費を削り、コロナ感染対策を最優先にすることを求める意見書を発言させていただきます。

ここでは、簡単に文書で書いております。今、私から言うまでもなく、この新型コロナウイルスに対しまして、大変な危機状態にあるということで、国挙げて、また、世界中が、国を挙げて今対策を取っているところです。今回の日本の新型コロナウイルス第2次の補正も決定されたところですが、今、片方では、軍事費の問題が取り上げられております。既にマスコミ等でも何回も報道されましたように、日本の政府が、あのF35のステルス戦闘機105機購入、今までの42機でした。合わせて。大変な数を今購入しようとしています。今、優先すべきは、戦闘機を購入することではなく、それは延長してでも、今、新型コロナウイルスの対策に集中をすべきということで、今回意見書としては、最優先を新型コロナウイルス対策に持っていくようにということで、意見書を今回提出させていただきました。議員の皆さんの賛同をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第7号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己でございます。

意見書第7号経年老朽校舎の改築への国庫補助交付措置に係る耐力度調査を実情に見合った制度への変更を求める意見書案についてご説明を申し上げます。

この意見書案は、皆様ご承知のとおり、中主小学校旧館の大規模改修の途上で見つかった危険箇所により、工事を中断し、そしてまた建て替えへと、今変更が決まったわけではございますが、そもそも大規模改修というふうに決定した背景に、国の制度がございました。今般の件を踏まえて、現場での視察、検証、そして、建築士への意見聴取並びに教育総務課にもご協力いただき、調査項目等々を調べましたけれども、やはり当初の思いどおり、この件に関しては、国の制度の不備ということが最大要因であるというふうに考え、結論に至りました。

したがって、そもそもこの国の制度を改めていただかなければ、先ほどの全員協議会でもありましたような、これからも同様の不具合、問題が出かねないということから、国の制度変更、制度改革を求めて、意見書を提出するものでございます。各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております意見書第4号から意見書第7号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第4号から意見書第7号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第4号から意見書第7号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第4号から意見書第7号までについて、討論を行います。

意見書第4号から意見書第7号までについて、討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、意見書第4号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。

意見書第4号いまこそ消費税5%への引き下げを求める意見書案に対して、反対の討論をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大対策とは、別に考えるべきであると思います。経済への影響を考えながら、政策を実行することが必要であり、具体策の1つとして、消費税収の使い道を変更して、幼児教育の無償化や高等教育への支援などの施策実行が目に見えて進みました。これら施策の方向性や組合せをよく検討して、政府に提言し最終的に政府・与党で決定してもらいました。需要平準化に向けた対策については、政府が検討する住宅、自動車の購入支援やキャッシュレス決済によるポイント還元は、幅広い層に効果が及ぶようにすべきであり、それでもカバーし切れない、特に所得の低い方々を中心とした層には、プレミアムつき商品券が導入されております。全世代型社会保障制度の構築という観点から、軽減税率の実施で、所得の少ない人に配慮しつつ、消費税率を引き上げざるを得ないと考えてきました。税率引上げが2度延期されました。本当に引き上げるのかと思う人がいることから、安倍首相が、引上げの実施を明確にする必要がありました。菅官房長官は

記者会見で、消費税率の10%への引上げに関する政府方針について法律で定められたとおりと述べ、昨年10月に引き上げられました。首相は、昨年の参院予算委員会で、幼児教育無償化などの政策は、消費税の増税分を充てると表明していました。これは今年度実現しております。

以上のことから、意見書第4号いまこそ消費税5%への引き下げを求める意見書案に対して反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第4号いまこそ消費税5%への引き下げを求める意見書に対して、賛成討論を行います。

現在の社会経済状況は、これまでに経験したことないほど冷え込んでいます。その原因は、言うまでもなく新型コロナウイルスの影響です。各国においては、これ以上の連鎖を断ち切るために、外出規制や移動の制限を余儀なくされて、世界各国の主要都市や観光地から人が消える事態となり、世界的な閉塞状況に陥り、経済活動の急激な停滞と、世界景気の先行き懸念が強まっています。この厳しい状況は、日本国内の景気も同様です。まさに、見えざる敵といえる新型コロナウイルスは、過去に例のない大きい暗い影を日本経済に投げかけています。世界情勢と同様に、感染予防のために、自粛要請は、医学的見地で言うと、社会に行き届き、濃厚接触を防ぐための行動制限が定着した感がありますが、しかし、裏を返せば、それら行動制限は、社会経済活動を厳しく凍結させることになってしまいました。接客業や旅行業などのサービス業をはじめ、あらゆる業種で、軒並み大きな打撃を受けて、世界経済不況は、社会の隅々まで多面的な悪影響を受けています。緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスからの不安は抜け切れず、今後の暮らしと経済に与える影響は多大であります。

今こそ、政治の場で大きな決断が求められるのではないかと。新型コロナウイルスの陰に隠れがちとなっていますが、さきの消費税10%の引上げは、日本のGDP、国民総生産にマイナス影響を与えていることを見逃してはなりません。消費税は、物やサービスの値段に直結し、生活者の購買意欲を大きく左右します。昨年10月の10%への増税後、自動車などの高額商品の販売が大きく落ち込み、税率引上げ後のGDPは、前年比マイナス7.1%と、前回の税率引上げ直後以来、5年半ぶりの悪影響の大きさが示されています。これらを考えれば、消費税10%への増税は、間違いなく国内経済を圧迫しています。こ

の社会情勢に対し、国は支援策など講じているとしていますが、そこには一部分の人への対策でしかありません。このような状況を踏まえれば、全国民に等しく緩和措置の恩恵が受けられるのは、消費税引下げが最も適切ではないでしょうか。そもそも消費税は逆進性の高い不公平な税制であり、法人税や富裕層からの所得税の適正化を図り、本来いただくべき階層からの徴収を図るべきです。

いずれにしても、消費税増税と新型コロナウイルスのダブルパンチで冷え切った経済状況から抜け出し、暮らしを守るために、消費税5%への引下げが最も効果があると考えます。

以上のことから、意見書第4号のいまこそ消費税5%への引き下げを求める意見書に對しまして、賛成討論とします。議員各位の賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

いまこそ消費税5%の引き下げを求める意見書の原案に対して、賛成ということで答弁させて、答弁じゃないですね、討論させていただきます。

私は、そもそも、何々の財源にこの消費税を使えますというのがあるんですけど、この税を財源という、全ての税が財源という考え方は間違っているのではないかというふうに思っております。現在、国内のお金の量、要はマネーストックと言われるものは、国債の金額とほとんど一致しております。つまり国債によって、このお金の量をカバーしているという現状から考えると、特定の目的税を除いては、国において税を課すということは、国の政策上で、いろんなものをコントロールするために課しているということが目的ではないかと考えられる。つまり、たばこ税は、たばこ税を上げたら、たばこを吸う人が減りますよね。当然たばこに対して締めつけを行うわけですから。つまり、消費税を取るということは、消費に対する締めつけを行うということなんですね。当然、その効果は消費を抑えることになってきます。しかも、所得に限らず一定の税率ですので、社会的な公平性もないと言えます。このデフレが20年以上続くこの国で、消費税を課税してどうするつもりなのかということです。消費が落ちれば、当然デフレは続きますし、価格は下がります。そして給与も下がります。これ誰が得をするのかという話なんですけれども、得をするのは、もともとたくさんお金を持っている人たちです。なぜならお金の価値がどんどん上がっていくからです。今回の意見書は、5%に下げるということなんですけれども、私としては、本来は廃止するべき、今は。廃止するべきだと思っております。

日本の財政は、赤字ではありませんし、国家としては、世界有数の貿易黒字の国家であり、世界有数の外貨資産を持っております。借金をしているのは日本政府であり、その借金を、国債を買っているのは、多くが日本国民でありまして、日本国民の資産になっております。プライマリーバランスとか緊縮財政、借金があるから、もっと緊縮しないとというのは、全くこれは真逆のことだと私は思っております。大きなうそほどありにくいということも言えますけれども、そろそろそういったところも議論していかなければいけないのではないのでしょうか。

以上で、賛成の討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第5号について、第10番、稲垣誠亮委員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、意見書第5号人類を脅かすプラスチックごみ対策を求める意見書案について、反対の立場から討論いたします。

政府・与党では、昨年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、2030年までに再利用できないプラスチックを25%排出抑制、2030年までに、容器包装の60%をリユース・リサイクル、さらに、2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用する目標を掲げ、様々な施策に取り組んでいます。また、昨年のG20大阪サミットで合意された大阪ブルーオーシャンビジョンでは、小泉進次郎環境大臣も、イベントや会談等を通じて呼びかけたことにより、既に59か国から賛同を得ています。今年5月には、世界経済フォーラムと共催する東京循環経済ビジネスフォーラムにおいて、日本の誇る資源循環の輪を世界に発信を行いました。また、来月からのレジ袋有料化をきっかけとして、ライフスタイルの変革を進めるとともに、プラスチック資源循環戦略の具体化に向けて、本格的な検討、実施を進めます。循環型社会の根幹である3Rの強化、海岸漂着物の回収、適正処理、代替素材の開発なども引き続き推進いたします。本意見書案が求める代替品の開発等にも適切に予算を投入しており、本意見書案に求められるまでもなく、プラスチック対策は、政府・与党の重要施策として取り組んでいます。

以上から反対討論といたします。ご賛同よろしくお願いたします。

○議長（岩井智恵子君） 第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

意見書第5号人類を脅かすプラスチックごみ対策を求める意見書案に対して、賛成の立場で討論します。

岡山の小学生在が日本語に訳した絵本、プラスチックのうみ、その絵本の中に、こんな言葉がありました。人間がこんな海にした。それは、どこかの国に住む誰か知らない人ではなく、もちろん私もここにおられる皆様も少なからず、こんな海にした人間の1人だと思えます。環境問題と向き合うことは、もう遠くの問題ではなく、2050年には、魚の数よりプラごみのほうが多くなるという提言もあります。それに身近な大きな問題、琵琶湖のプラごみも、近年急速に深刻な状況になっています。先日も、16名で、あやめ浜清掃をしたが、半日かけても、50メートルしか進めないくらいプラごみが流れ着いていました。そのごみを魚が食べて、その魚を私たちが知らずに食べています。もう他人ごとではありません。あんなきれいだった琵琶湖を人間がこんな琵琶湖にしたのだと胸が痛みました。野洲市議会としても真剣に向き合うときではないかと思えます。

例えば、プラスチック・スマートキャンペーンという活動があります。海洋プラスチック問題の解決に貢献する企業、自治体などの取組を募集しています。内容は、今回の意見書のように、代替品の利用など、自分たちの取組を登録していくシステムで、プラスチック・スマートキャンペーンサイトには、2019年4月時点で357団体、519件の取組が登録されています。それに、キャンペーンのためだけでなく、代替品に真正面から取り組んでいる仲間も近くにいます。先日須原で開催された生きもの探検、その中で、麦ストローがお披露目されました。大麦に栽培から無農薬で取り組まれている堀さんたちの仲間、正直もっとぼそぼそしたストローと思っていましたが、いやいや、スタバに置いても、見劣りしないおしゃれな品物でした。また、身近なところでは、議会で提供されている水のペットボトル、まずは、私たち議員の意識改革にと議論を議長に申し述べていますが、こちらはまだ進展がありません。

だから、私は、国に対する今回のような代替品の意見書には大賛成です。そして、国任せではなく、私たち一人一人の小さな行動も、大きな海に、琵琶湖につながると思えます。公害を生み出すのは、鯨でも、ウミガメでもなく、私たち人間であると、今回の意見書は、改めて気づかせてくれました。どうかプラスチック代替品推奨の意見書に、全員の賛同をお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第6号について、第1番 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己です。

意見書第6号不要不急の軍事費を削り、コロナ感染対策を最優先にすることを求める意見書案に反対の立場で討論いたします。

緊急事態宣言が解除され、学校が再開されるなど、日常を取り戻しつつありますが、コロナの影響は甚大で、経済の立て直しにも相当の投入が必要と思われます。また、第2波、3波への備えも重要で、これらに国として応分の予算を確保し、必要十分な取組が必要であることは、論を待ちません。しかし、この意見書案には誤った、そして危険な認識に基づくもので、意見書とすることは適当ではありません。

以下、具体を示します、第1に、不要不急の軍事費との言葉です。軍事攻撃は、災害と同様、一瞬にふいをつかれることも多く、逆に防衛力の整備には相当の時間と労力が必要であり、不断の努力が必要であるということを見失っています。例を挙げれば、北朝鮮のミサイルは発射して日本に届くまで7、8分、察知してからでは3分程度で着弾すると言われています。しかも、世界の非難を無視して、ミサイル実験を繰り返した結果、精度を飛躍的に向上するとともに、発射段階で、発射準備段階で察知することも困難になります。また、中朝露の3か国は、コロナ禍の最中でも軍事攻撃を続けていたこと、特に中国は活発に動いており、去る5月8日、9日には、中国公船2隻が与那国島の漁船を追尾するという事態も発生するなど、挑発的行動を繰り返しています。こうした状況下、不要不急は全く当たらないばかりでなく、国民を危険にさらすことになる考えです。

また、文中にF35の購入費や、同じF35の支払いを先送りし、コロナ対策に充てた韓国の例が記され、コロナ対策を最優先にと結んでいます。この金額のみを見れば、大変な巨額と映りますが、2019年度の調査における日本の防衛費は476億ドル、中国の軍事費は、日本の5倍を超える2,611億ドルです。また、韓国は日本に次ぐ439億ドルですが、GDP比では2.7%と、我が日本の0.9%の3倍にも及び、支払い先送りはそもそも、負担の違いによるものと言えます。疾病や経済問題の犠牲を生まないように万全を期すことはもちろん重要ですが、同様に、軍事的脅威から国民を守ることも、国家の重要な責務です。

なお、我が国では、コロナ対策については、防衛費など、必要な通常の予算とは別に、予算を確保して対応しており、今後についても同様に、必要十分な予算が確保されると確信をいたしております。

以上、反対討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第6号不要不急の軍事費を削り、コロナ感染対策を最優先にすることを求める意見書に対しての賛成討論を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大で、日本経済は戦後最大の苦境に直面しています。全く収入が途絶えてしまった演劇関係者やミュージシャン、またフリーランスの方や、お客が激減し経営が成り立たず、老舗の店が閉店したところや、受注がストップし維持管理費だけが重くのしかかっている方など、個人の責任でどうすることもできない状況に陥っています。また、医療現場では、感染拡大で、医師や看護師がダウン寸前のところや、診療を控えられ収入減になり、毎月1億円からの赤字になっている病院などあります。教育現場も一斉休校が3か月にも及び、子どもも教師も保護者も、これまで経験したことがないような状況が展開しており、様々な支援が求められています。緊急事態宣言が解除されましたが、ウイルス菌が消滅したわけではありません。第2波、第3波が来る危険性が指摘され、苦境は続くことが予想されます。これからも、国民の命と健康を守ることは言うに及ばず、経済活動にもさらなる支援の予算が必要です。

こうした中、現政権は、F35戦闘機を105機購入予定であります。既存の42機と合わせれば、運用維持費は8兆円を超え、日本の財政に深刻な影響を与えます。お隣の韓国では、F35戦闘機の支払いを先送りし、新型コロナ対策として、全世帯に支給する緊急災害支援金に充てています。また、6月15日、河野太郎防衛相が、技術的問題とコストを理由に、陸上配備型迎撃ミサイルシステム、イージス・アショアの配備計画を停止の表明をし、1,800億円の契約のうち、125億円は支出しています。地上迎撃ミサイル継続をするなら、維持管理費を含め、600億円に達すると言われていています。このような中、地上配備計画を撤回するということが発言され、秋田県と山口県の知事に謝罪をいたしました。

今、イージス・アショアの配備計画の撤回は賢明だと考えます。不要不急の軍事費を削り、第2波、第3波に向けてのコロナ感染対策と、さらに、何年かに及ぶ感染に対して、ワクチンや治療薬の開発と普及、国民の命と暮らしを守ることを最優先にすることであると思います。

よって、本意見書を国に上げていく必要があると思います。ぜひ皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。

失礼します。維持管理費、F35、違うわ。イージス・アショアの維持管理費、600億と言ったようですが、6,000億円に達するというので、訂正させていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

不要不急の軍事費を削り、コロナ感染対策を最優先することを求める意見書の原案に対しまして、賛成の討論をさせていただきます。

これは、軍事費に対する、軍事に対する考え方の問題だと思うんですけども、多くの人というか、現実論でいうと、軍隊、国を守るには軍隊が必要だ、軍事力が必要だということは常識であります。しかし、こうした考えでは、最も抑止力としての軍拡競争が進むのはこの歴史から見ても明らかです。現在もそうなっております。同時に、やはりアメリカは、日本が持つ潤沢な外貨を消費させるために、こうした兵器の買物をたくさん勧めてきますし、それにももちろん日本も恩恵があるんですが、これはアメリカの国益にも大きくつながっていることです。先ほどお話にあったように、同時多発的に発射されたミサイルを日本の上空で撃ち落とすなんていうことは、物理的に不可能に近いと言われております。いつまでたっても、この同じ軍事、力対力というレベルで対応しては、もうこれは堂々巡りで、これはもう人類の歴史、ずっと同じようなことをやってきてますので、これは変わりませんよという話です。こんなことをいつまで続けるんですかということをお僕は思います。喜ぶのは、軍産複合体とかそういう企業ばかりが喜ぶわけです。世界の経済大国である日本で唯一核兵器の被爆国でもあって、一次大戦では戦勝国、二次大戦で敗戦国、そんな日本だからこそ、やっぱり兵器をなくして、戦争をなくしていこうというリーダーシップを取っていかなければいけないなと思いますし、やはり憲法9条に基づいて、そういった立場を明確にすることで、新たな人類の未来を提案していけるんじゃないかと、それは日本がやるべきじゃないかと僕は思っております。

そういうことなので、このステルス攻撃機であるF35の購入はもちろん論外でありまして、コロナ関連の自粛に伴う人災被害の対策はもちろん、これからの未来をつくる世代への教育の投資であるとか、いろんな技術研究、今日、議長もおっしゃいましたけど、民間が何十億も出しました。恥ずかしい話ですよ。国が出さないと駄目ですよ、そんなものは。そういうことに、もっとお金を使って行って、その潤沢な外貨も世界の課題解決や、自衛隊も災害救助隊というような位置づけで、もう世界へ活躍してもらおうとか、そういうことで、新しい国の守り方を議論していかなければいけないのではないかとということで、これは私の考えですけども、そういうことで今回の意見書は、軍事費削減ということで、おおむね賛成できるということで、意見書への賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第7号について、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

意見書第7号経年老朽校の改築への国庫補助、交付措置に係る耐力度調査を実情に見合った制度へ変更を求める意見書案に対して賛成の立場で討論します。

最初に、一番新しいこの制度は、平成30年4月、改正されております。始まりは、昭和58年、義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、すなわち義務法等の改正により、これまでは木造建物だけに適用としていた耐力度調査が、鉄筋コンクリート造においても準ずることとされ、国庫補助事業の対象建物となりました。その後、この義務法等は、一部改正及び平成13年の改定を繰り返し、そして今回の全面改定となっております。流れの大きな変更は、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前の基準で建てられた学校建物で、既に実施されている耐震診断の結果を活用することで、耐力度測定時の調査並びに測定の作業負担の軽減を図っている点です。そして、この規定が中主小学校に当てはまりました。中主小学校は、新耐震以前の建物にはなりますが、耐震診断は、合併前に既に実施されており、不幸にも軽減建物でした。その上、不幸は続き、意見書にあるように、築63年などという実情は、全国的にも希少例でした。しかし、あくまでもこの法律の存在は、国庫補助金を使えるか使えないかという判断基準を決定するものであって、安全性を担保する調査ではありません。ゆえに、市単費で改築するなら必要のない調査であり、そんな事例は、全国には山ほどあると認識しています。

すなわち、今回の意見書の内容は、この実情に合わない制度が現実であり、その制度の隙間は、たとえ1例でも、義務法等にあってはならず、実直な考え方であると賛同します。ただ私たち議員も、実情にそぐわない耐力度調査が、安全を担保するものではないとする認識も持つべきであると思います。

よって、意見書にもあるように、国には制度変更を求め、市には、教育施設の安全性遵守を改めて求めたいと思います。どうか議員の皆様、中主の子どもたちだけでなく、日本中の全ての子どもたちが安全な学校で学べるように、また、野洲市議会が今回の経験を無駄にしないためにも、強い思いを込めて、義務法等の一部変更に対して、全員の賛同をお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第4号いまこそ消費税5%の引き下げを求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第4号は否決されました。

次に、意見書第5号人類を脅かすプラスチックごみ対策を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号不要不急の軍事費を削りコロナ感染対策を優先的にすることを求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第6号は否決されました。

次に、意見書第7号経年老朽校舎の改築への国庫補助金交付措置に係る耐力度調査を実情に見合った制度へ変更を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) 着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書については、その条項、字句等の整理を要するものについては本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より、直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開時刻を午後3時10分といたします。

(午後2時51分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、令和2年第3回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会は去る6月4日から本日に至りますまでの22日間でした。令和2年度野洲市一般会計補正予算をはじめ、提案を申しあげました議案につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、全て原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。本定例会の一般質問、議案質疑を通じまして、新型コロナウイルス感染症関連施策、市民病院整備事業、健康福祉施策、教育施策、農業施策など、様々な分野における政策に対しまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました。特に新型コロナウイルス感染症対策関連予算を承認可決いただきましたので、さきの3つの市独自の支援策と合わせまして、引き続き、市民への生活支援並びに事業者への支援を、早急に進めてまいります。

また、既に、次の支援策を検討しておりますが、市議会からのご要望も含め、国の第2次補正予算の交付金を活用し、効果的な施策を取ってまいります。教育、子育て家庭、高齢者・障がい者支援事業者、生活困窮者、小規模商工事業者への支援を重点に、計画をまとめ、実施をしてまいります。

中主小学校旧館校舎大規模改修工事につきましては、耐力度調査の修正等の結果、補助採択基準の点数以下でありましたので、今後速やかに解体を進めるとともに、新館棟や増築棟、改築棟を含め、機能性と安全性を高めることを基本に、全面的な教室等の配置計画を見直した上で建て替えを進め、安全で快適な学習環境を整えてまいります。

また、病院事業につきましては、市立病院初年度9か月間の実績では、約2億5,000万円の黒字となりました。医師をはじめ、病院職員の奮闘と医科大学、医師会、関連医療機関のご支援、さらには市民の皆さんの応援によるものであります。また、去る6月8日付で、病院事業の当初から、現役教授の段階から検討委員会委員としてご協力をいただいております京都大学特任教授の福山さんを病院事業顧問として委嘱し、本年8月1日に、新たな病院長として就任いただく予定をしています。さらに、新病院整備の実施計画見直し業務につきましても、年度末の完了を目指して作業を進めております。

その他、新たな市総合計画、みどりの基本計画、商工業振興基本条例に基づく計画など

の策定も進行しております。また、国道8号野洲栗東バイパス、県道湖南幹線の整備も順調に進めていただいております。

最後に、間もなく7月、梅雨明けとともに夏本番を迎えますが、議員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の対応をいただいている中、健康にはくれぐれもご留意をいただき、引き続き本市の発展のためにご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、令和2年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。（午後3時14分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年6月25日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 坂口 重良

署名議員 津村 俊二